

議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当
建築指導課 建築指導係
建築審査係

議案名

議案第4号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による建築基準法の一部改正等により、条例別表第3に定める建築等に関する手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 建築基準法関係

- (1) 法改正により、建築物の省エネ化に寄与するためのやむを得ない場合の容積率の緩和及び建物の高さ制限の例外許可の規定が創設されたことによる手数料区分の追加
- (2) 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の対象が、これまでの新築、増改築等から、大規模の修繕及び大規模の模様替えをする建築物まで拡大されたことによる手数料区分の追加

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

- (1) 性能向上計画認定申請の対象範囲が、共同住宅等の住戸の認定が廃止され、住棟のみの認定に改正されたことによる手数料区分の改正
- (2) 性能向上計画認定申請の住宅部分の算定方法において「誘導仕様基準」を新設したことによる住宅部分の手数料区分の追加

3 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

複合建築物のうち非住宅部分及び住宅部分のみの認定申請の追加及び共同住宅等における住戸のみの認定を廃止したことによる手数料区分の改正

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等が一部改正されました。